

# 真岡市 「絆をつなぐ地域づくり事業」の概要

## 1 事業の目的

地域のだれもが生きがいをもって安心して暮らせる社会を築くため、市民の創意工夫を基に、市民が主体となって地域づくり事業を推進し、思いやりを育み、誇りと愛着のもてる個性豊かな地域を創造することを目的に事業を推進しています。

## 2 事業の種類

- (1) 安全・安心の地域づくり推進事業
- (2) 地域福祉づくり推進事業
- (3) 地域健康づくり推進事業
- (4) 地域子どもすくすく元気事業
- (5) 地域道路愛護支援事業
- (6) ごみ減量・資源化推進事業
- (7) 自治会加入促進事業（令和4年度から「自治会活性化推進事業」）
- (8) 特別認定事業
- (9) 地域づくり推進事務費

## 3 事業の予定期間

令和3年度から令和6年度の4箇年度

## 4 事業の内容

- (1) 安全・安心の地域づくり推進事業（担当／くらし安全課 交通防犯係）

地域における犯罪・交通事故を防止するとともに、災害時における地域住民の協力体制の確立と意識の高揚を図り、安全で住み良い地域社会を実現するための事業を支援します。

  - ① 交通安全・防犯・防災座談会・消費生活講座等開催事業  
交通安全、防犯、防災座談会・消費生活講座等開催を支援します。
    - ・交通安全座談会・高齢者交通安全教室等の開催を支援します。
    - ・防犯（空き巣・ひったくり・振り込め詐欺等）に関する座談会等の開催を支援します。
    - ・消費生活講座（悪質商法・訪問販売等）の開催を支援します。
    - ・防災に関する座談会等の開催を支援します。
  - ② 交通安全・防犯・防災活動事業  
交通安全・防犯・防災活動に向けて、地域の活動を支援します。
    - ・交通安全運動期間中における、地域の交通立哨指導活動を支援します。
    - ・地域内のカーブミラー等の点検清掃を支援します。

- ・飲酒運転撲滅運動を支援します。
- ・地域内の危険箇所を調査し、「防犯マップ・地域防災マップ」の作成を支援します。
- ・地域の水害リスクに備え、「マイ・タイムライン」の作成を支援します。
- ・地域の防犯パトロール等の活動を支援します。
- ・地域内の有害広告等の撤去の推進を支援します。
- ・地域内の災害弱者の確認及び避難訓練、各地区の防災計画作成等を支援します。
- ・地域内の防火・救急救命活動等を支援します。
- ・生活安全に係る広報活動等を支援します。

(2) 地域福祉づくり推進事業 (担当/いきいき高齢課 高齢者福祉係)

① ミニデイホーム事業

在宅の75歳以上の高齢者を対象とし、地域公民館等を利用して実施するミニデイホームを支援します。

② “いちご”の湯（井頭温泉）招待事業

各地区で、75歳以上の高齢者を対象に、“いちご”の湯を利用してもらい、高齢者の健康増進を図る、“いちご”の湯招待事業を支援します。

③ 敬老会開催事業

75歳以上の高齢者の労苦をねぎらい、福祉の増進を図るため、各地区で実施する敬老会を支援します。

④ 介護予防体操事業

40歳以上の方を対象に、介護予防の目的で、各地区が行うノンケア体操、真岡市民体操、健康体操、ラジオ体操などの介護予防事業を支援します。

⑤ 高齢者等見守りネットワーク事業

高齢者、障がい者、認知症者、その他日常的に支援を必要とする方が、住み慣れた地域で安心して生活できるようにするため、各地区において見守りネットワークを組織し、見守るための次のような活動を支援します。

- ・ネットワーク作りのための会議を開催する。
- ・支援者及び支援希望者の募集・登録をする。
- ・定期的に会議を開催し、名簿を更新する。
- ・地域見守り隊を結成し、声かけなど見守り活動を実施する。

⑥ 「地域共助活動推進事業」取組支援事業

地域で支援を必要とする高齢者、障がい者、子育て中の親を支える活動にポイントを付与し、地域住民の共助意識の高揚と地域の活性化を図るための地域共助活動推進事業の実施地区及び実施に向けた取り組みを支援します。

- (3) 地域健康づくり推進事業 (担当/健康増進課 健康づくり係)  
健康の保持増進を図るため、各地域が実施する健康講話事業、食生活の改善事業、運動推進事業など、健康づくりのための事業を支援します。
- (4) 地域子どもすくすく元気事業
- ① 子どもお囃子育成事業 (担当/生涯学習課 青少年係)  
各地区で小学生・中学生を中心に結成し、定期的に活動している子どもお囃子団体を支援します。
- ② 子育て支援事業 (担当/こども家庭課 第一子育て支援センター)  
各地区が独自に実施する、子育て支援事業等を支援します。  
対象事業 ・ 子育て集会・多世代交流事業の開催  
・ 絵本購入補助(読み聞かせ、貸し出し用等)  
・ その他、地域による特色ある事業
- ③ 子どもふれあい事業 (担当/生涯学習課 青少年係)  
各地区が主催する、子どもたちの「生きる力」を育むための事業を支援します。  
対象事業 ・ 真岡木綿ふるさと踊り参加  
・ 三世代交流事業  
・ 地域による特色ある事業
- (4) 地域道路愛護支援事業 (担当/建設課 管理係)  
地域における道路及びその周辺の生活環境を保全するとともに、道路に対する愛護精神を培い、安全で住み良い地域社会を実現するための事業を支援します。  
対象事業 ・ 道路の清掃や路肩法面の除草作業  
・ 歩道植樹帯(ます)の除草作業  
・ 道路側溝や水路の清掃作業(農業用排水路は除く)  
・ 道路に張り出した樹木の剪定やコサ刈り作業  
など、地域住民が共同で実施する道路愛護活動
- (5) ごみ減量・資源化推進事業 (担当/環境課 ごみ減量係)  
各地域が行うごみ減量化や資源化を図る活動を支援します。
- ① ごみ減量・資源化に関する座談会等開催事業  
ごみの減量・資源化に関する地域の座談会・研修会等の開催支援  
・ ごみの減量・資源化に関する座談会等の開催支援  
・ ごみの分別の実習等の研修会の開催支援
- ② ごみ減量・資源化に関する地域内活動事業  
ごみの減量・資源化に向けて、地域の活動を支援します。  
・ 真岡市リサイクルセンターや芳賀地区エコステーション、エコフォレスト等の施設見学

#### 会実施等の支援

- ・ごみ減量・資源化に係る広報活動等の支援（チラシの配布、啓発用の看板設置など）
- ・家庭から出るごみについて研究し、地域にあったごみ減量・資源化の取り組みの支援

#### ③ 地域資源回収活動支援事業

資源の収集量増加に向けて、地域の資源回収活動を支援します。

- (1) 資源の収集日に、ステーションまで資源を出しに行くのが困難な方の代わりに、資源を資源ステーションまで運搬する取り組みの支援
- (2) 資源の収集日以外の日、公民館等での資源の独自回収を支援。回収したものは、芳賀地区エコステーションへ搬入するか、資源の収集日に資源ステーションへ出す。

#### (6) 自治会活性化推進促進事業 (担当／市民協働推進室)

##### ① 自治会活性化推進事業

自治会への加入促進を目的とした、次の活動について支援します。

- ・区の紹介及び加入案内用チラシの作成
- ・自治会未加入者への戸別訪問やチラシ配布
- ・その他、自治会加入促進に関する活動

##### ② 自治会活動女性参画推進事業

自治会における女性参画推進に向けて、次の活動について支援します。

- ・市職員を講師とした地域座談会の開催
- ・自治会での女性役員登用や活動参加に向けた打合せや会議の開催
- ・女性参画推進に向けた自治会の活動紹介や周知のための勉強会の開催
- ・女性目線でのより良い自治会運営や地域づくりに向けた座談会事業の開催

#### (7) 特別認定事業 (担当／市民協働推進室)

##### ① 特別認定事業

特に、個性豊かな地域づくり事業を計画し、展開する地区の活動を支援します。例として、次のような事業が対象となるが、区の既存事業（お祭り、運動会等）は対象外です。（交付金の交付期間は、最長で3年間）

##### ・収穫祭開催事業

さつま芋などを育成会や老人会で栽培し、幼稚園児を招待し収穫祭を実施することにより、世代間の交流を図る。

##### ・地域特産品交流事業

地域の特産品を活かした様々な特色ある商品を開発し、消費者へ販売を行うなど六次産業化を目指す。流通販売なども視野に商品のブランド化を図り、地域の活性化と交流を図る。

## ② 活性化支援事業

既存の他事業について、交付限度額又は回数制限を超えて事業を実施したい区に対し支援を行います。

対象となる事業は次の事業とし、1区1事業限り。交付限度額（又は回数制限）については実施したい事業の交付限度額（又は回数制限による個別計算額）と同額とし、交付金の対象や算出根拠についても実施したい事業に準拠します。

### 【対象事業】

- ・安全安心の地域づくり推進事業の内、交通安全・防犯・防災活動事業
- ・地域福祉づくり推進事業の内、介護予防体操事業、高齢者等見守りネットワーク事業、「地域共助活動推進事業」取組支援事業
- ・地域健康づくり推進事業のすべて
- ・地域子どもすくすく元気事業のすべて
- ・地域道路愛護支援事業
- ・ごみ減量・資源化推進事業の内、ごみ減量・資源化に関する地域内活動事業
- ・自治会活性化推進事業のすべて

## (8) 地域づくり推進事務費

(担当／市民協働推進室)

各地区で、地域づくり事業を展開するために開催する役員会議並びに事業推進等を支援します。ただし、この事業を実施する場合には、上記の(1)から(8)のいずれかと組み合わせて実施するものとします。

### — お 問 い 合 わ せ 先 —

- |                   |                     |            |
|-------------------|---------------------|------------|
| ① 安全・安心の地域づくり推進事業 | ・くらし安全課交通防犯係        | 電話 83-8110 |
| ② 地域福祉づくり推進事業     | ・いきいき高齢課 高齢者福祉係     | 電話 83-8195 |
| ③ 地域健康づくり推進事業     | ・健康増進課 健康づくり係       | 電話 83-8122 |
| ④ 地域子どもすくすく元気事業   |                     |            |
| 子どもお囃子育成事業        | ・生涯学習課 青少年係         | 電話 82-7152 |
| 子育て支援事業           | ・こども家庭課 第一子育て支援センター | 電話 84-1545 |
| 子どもふれあい事業         | ・生涯学習課 青少年係         | 電話 82-7152 |
| ⑤ 地域道路愛護支援事業      | ・建設課 管理係            | 電話 83-8147 |
| ⑥ ごみ減量・資源化推進事業    | ・環境課 ごみ減量係          | 電話 83-8126 |
| ⑦ 自治会活性化推進事業      | } 市民協働推進室           | 電話 83-8141 |
| ⑧ 特別認定事業          |                     |            |
| ⑨ 地域づくり推進事務費      |                     |            |